

メーリングリストサービス料金規定

株式会社サイバー・トレーディング

株式会社サイバー・トレーディング(以下、「当社」といいます)は、メーリングリストサービス料金規定(以下、「本規定」といいます)を以下の通り定めます。

第1条 (利用料金)

- 1 利用者は、本サービスに対し、メーリングリストサービス申請サイト(<https://yt.com/ml/>)以下に記載された、当社が別途定める料金表の通り、メーリングリストサービス料、および各更新期間に対応する期間毎のメーリングリストサービス更新料、及びそれに係わる消費税その他適宜当社から通知される全ての料金および手数料等本サービスに係わる料金(以下「利用料金等」とします)を、メーリングリストサービス申請サイト上で案内する方法に従い前払いすることに同意します。振込手数料等、支払いに掛かる費用は利用者負担とします。
- 2 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金その他、当該利用料金支払に対して課される消費税相当額を加算した額(以下、「料金」といいます)とします。
- 3 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。
- 4 当社は、利用料金を予告なく変更することがあり、利用料金を変更する場合には、メーリングリストサービス申請サイト(<https://yt.com/ml/>)以下への表示等の方法により利用者に告知します。利用者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金の効力には影響しないものとします。
- 5 各種変更に係る料金については、メーリングリストサービス申請サイト(<https://yt.com/ml/>)以下に別途記載される通りとします。
- 6 当社は、いかなる場合においても、申請料その他利用料金のうち申請に必要な料金、費用等の支払が確認されない限り設定手続を行わず、更新料その他利用料金のうち更新に必要な料金、費用等の支払が確認されない限り更新を行いません。
- 7 メーリングリストサービス申請において、設定がなされなかった場合であっても、当社に対し支払われた利用料金は、いかなる理由があっても返還を行いません。
- 8 メーリングリストサービス更新において、弊社が定める方法や手順により解約申請がない限り、更新にかかる当社に対し支払われた利用料金は、いかなる理由があっても返還を行いません。
- 9 当社が利用料金を変更した場合は、事前または事後に、当社のホームページへの表示等の方法により登録者に告知することとします。ただし、登録者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金の効力には影響しないものとします。

第2条 (料金の種類)

- 1 利用者は、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
 - i メーリングリストサービス料金
 - ii メーリングリストサービス更新料金
 - iii 各種フィルタリングサービス料金
 - iv 各種フィルタリングサービス更新料金
- 2 利用者がメーリングリストサービス申請事務手続のサービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、必要に際し代行料金を当社に支払うものとします。

- 3 利用者が当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前 2 項において定める料金のほか、オプション料金を当社に支払うものとします。
- 4 当社は、既存の特定のサービスプランまたは新たに設ける特定のサービスプランを利用する利用者について、前 3 項において定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前 3 項において定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。
- 5 メーリングリストサービスの利用およびその料金の支払に際して生じる公租および公課等については、利用者がこれを負担するものとします。
- 6 本条の規定は利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、本条第 1 項第 1 号の料金については、この限りではありません。

第3条 (支払期限)

- 1 利用者は、サービス料金を、請求通知に記載されている支払期限までに支払うものとします。
- 2 料金は、これを前払いとします。
- 3 既提供サービスにかかる未払い金の回収については、未払い金全額が遡及され、未払いご利用期間の時期と長さにかかわらず、提供したサービスにかかる、未払い金全額請求対象となるものとします。

第4条 (支払方法)

- 1 支払方法は次の 3 つを定めます。
 - i 振込み…当社が指定する銀行・郵便局からの現金振込み(銀行振込手数料は利用者の負担とします)
 - ii 自動引落し…銀行・郵便局等の預貯金口座からの自動引落し。ただし初回のお支払いは、振込み若しくはカードとします。
 - iii クレジットカード払い…当社が承認したクレジットカード会社と利用者との契約によるクレジットカードによる支払
- 2 口座からの自動引落しの場合には、請求メールに記載された予定日に引落処理を行い(金融機関等が休業日の場合は、その翌日とします。)、その際に引落としができなかった場合は、利用者は、前条の支払期限までに、現金振込みによって支払うものとします。
- 3 利用者が「クレジットカード払い」を選択した場合に、当社が知り得たクレジットカードに関する情報について、当社はクレジットカード会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要場合は、当社は利用者に対して支払方法の変更等の措置を求めることができるものとします。

第5条 (利用料金の請求及び支払)

- 1 口座自動引き落とし払いの場合、利用者は、料金につき、利用者の登録口座より自動で課金更新されることに同意します。
- 2 クレジットカード払いの場合、利用者は、料金につき、利用者のクレジットカードより自動で課金更新されることに同意します。
- 3 第 1 項ならびに第 2 項に定める以外の利用料金については、請求に応じて速やかに支払うものとします。

第6条 (利用明細書)

- 1 当社が本サービスの利用料金を請求する際に利用者に対して発行する利用明細書は、振込払いの場合、電子メールにて送信するインボイスと金融機関が発行する振込み領収書とをもってこれに代えるものとします。

メールリストサービス料金規定

- 2 当社が本サービスの利用料金を請求する際に利用者に対して発行する利用明細書は、口座引き落とし払いの場合、電子メールにて送信するインボイスをもってこれに代えるものとします。
- 3 当社が本サービスの利用料金を請求する際に利用者に対して発行する利用明細書は、クレジットカード払いの場合、電子メールにて送信するインボイスとクレジットカード会社が利用者に対し発行する請求領収書とをもってこれに代えるものとします。

第7条 (遅延損害金)

- 1 利用者は、料金等の支払を遅延した場合、遅延損害金として1,200円を別途支払うものとします。

第8条 (再発行手数料)

- 1 請求にかかるご請求再発行手数料として、2,400円を別途支払うものとします。

第9条 (料金の返却)

- 1 当社は如何なる事由においても、利用者が既に納めた初期経費あるいは利用金額を返却する義務を負わないものとします。